

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	岐阜市国際交流協会 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 5 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 27 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 国際課(TEL 4122-1213)

指摘事項	措 置 状 況
(所管部関係) 1 適正な事務執行について 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、市が支給することができる旨規定している。 しかしながら、岐阜市国際交流協会は、市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用について、市からの派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が支給するものとしている管理職手当、勤勉手当及び通勤手当等に相当する手当を含めて積算して市に提出していたが、市はそのことを確認せず、その金額で契約を締結していた。 したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。	令和3年度について 岐阜市多文化交流推進事業委託料の積算金額に市からの派遣職員の管理職手当、勤勉手当及び通勤手当等に相当する金額が含まれていないことを確認して契約をした。 令和2年度について 委託料の実績報告を受ける際に、派遣職員人件費予算分を返還してもらうよう手続きを進めている。